

公営住宅の目的外使用について

1. 目的外使用とは

公営住宅法に基づき建設した住宅は、公営住宅法により住宅確保要配慮者（低所得者、障害者等）となっており、入居できる方が限られています。ただし、既存ストック活用の観点から、公営住宅の使用に支障がない範囲において、関東地方整備局に承認を得るなどの手続き後に、本来の入居者以外の方の入居を可能とする目的外使用が可能になります。

2. 根拠

国土交通省住宅局長通知「公営住宅の地域対応活用について（平成 21 年 2 月 27 日 国住備第 117 号）」に基づき、関東地方整備局長から「公営住宅地域対応活用計画」の承認を得て行う目的外使用です。

3. 目的

令和 8 年度から公営住宅の目的外使用での活用を目指しています。上記通知に基づいた目的外使用では、移住定住を目的とした活用も可能とされており、南信濃地区では「やまざと親子留学」や「保育園ショート留学」等の取り組みを足掛かりとして移住定住者の確保に努めています。民間賃貸住宅がなく、公営住宅に空き住戸があることから、移住定住の促進を図るため、公営住宅を活用します。

4. 目的外使用を行う公営住宅

次年度から目的外使用を行う公営住宅は、押出第 2 市営住宅です。押出第 2 市営住宅は、2LDK の間取りで 2 戸 / 1 棟が 3 棟あり、6 戸の内 4 戸を活用する予定です。

目的外使用であっても、手続、使用等は公営住宅に準じて規定します。使用料（家賃）も市営住宅家賃算定により設定した額としており 20,000 円 / 月となる予定です。

5. 今後の予定

令和 8 年 1 月	関東地方整備局長宛	「公営住宅地域対応計画」提出済み
令和 8 年 3 月	公営住宅地域対応活用計画	関東地方整備局長 承認予定
令和 8 年 4 月	押出第 2 市営住宅	目的外使用開始 2 戸
令和 8 年中	押出第 2 市営住宅	内部改修 2 戸 合計 4 戸の共用開始

位置図

○押出第 2 市営住宅 (目的外使用)



○飯沼市営住宅 (用途廃止)

